

NPO法人アコア定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人アコアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、女性や障がい者に対して、心身の回復と自立支援に関する事業を行い、女性の人権向上と障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する調査・研究事業
- ② 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する情報提供事業
- ③ 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関するイベントの企画・運営事業
- ④ 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する教育・研修事業
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）事業
- ⑥ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業
- ⑦ 障害者支援施設の経営

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業
- ② 広告掲載事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ1人以内の副理事長を置くことができる。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要する場合は、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の職務及び報酬
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に

理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散を決する総会の議決により選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和根崎行枝
副理事長	東森郁枝
理事	赤崎ひとみ
同	江藤真美
同	斎藤貴子
同	フォーゲル佐野美斗
監事	古瀬秀泰

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年10月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | | | |
|---------|----------|----------|----------|---------------------|
| (1) 入会金 | 正会員 | 0 円 | | |
| (2) 年会費 | 正会員 (個人) | 2,000 円 | 賛助会員(個人) | 1,000 円 |
| | (団体) | 10,000 円 | 賛助会員(団体) | 1 口 5,000 円 (1 口以上) |
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所は、福岡市早良区曙一丁目 6 番 26 号に置く。

(附則)

- 1 この定款は平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

令和7年度 事業計画書

令和7年9月1日 から 令和8年8月31日 まで

NPO法人アコア

1 事業の方針

設立9年目となる今期は、休眠預金活用事業の伴走支援のもと、バックオフィスを含むチームの形成、権限移譲と人材育成、財源の多角化を織り込んだ事業ビジョンの構築に取り組み、組織としての耐久力の向上を目指していく。福祉サービス事業所アミーガの運営においては、自立訓練(生活訓練)事業の質を維持しつつ、令和8年6月1日より就労移行支援事業を新たに開始し、多機能型事業所として一体的な支援体制を整える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
1. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する調査・研究事業	実施予定なし					
2. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する情報提供事業	実施予定なし					
3. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関するイベントの企画・運営事業	自助グループミーティング Lineグループ交流活動(「朝カフェ」「夜カフェ」) 瞑想会	通年 36回開催 通年40回開催 12回/年開催	オンライン 福岡市市民福祉プラザ	1人 1人 1人 2人	215名 120名 120名 70名	142
4. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する教育・研修事業	実施予定なし					
5. 障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業	自立訓練(生活訓練)アミーガ	通年	福岡市早良区	5人	実績件数 2400件	16,405
6. 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業	就労移行支援事業所アミーガ (生活訓練事業との多機能型) ・就労準備訓練(PCスキル・eラーニング等) ・就職活動支援・ハローワーク連携 ・就職後定着支援(6か月)	令和8年 6月1日～ 通年	福岡市早良区	5人	定員11名 (見込み利用者数 約5名)	1,620
7. 障害者支援施設の経営	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
①物品販売事業	実施予定なし					
②広告掲載事業	実施予定なし					

令和8年度 事業計画書

令和8年9月1日 から 令和9年8月31日 まで

NPO法人アコア

1 事業の方針

設立10年目となる今期は、令和8年6月より開始した就労移行支援事業の安定稼働を最重点課題とし、自立訓練(生活訓練)事業との多機能型事業所として一体的な運営基盤を確立する。DV・虐待・トラウマを抱えた女性への回復から就労・社会参加までの一貫した支援を実現し、地域の福祉資源としての役割を強化していく。自主事業においては、こころの回復講座・瞑想会・自助グループ等の安定的な提供を継続するとともに、寄附収入の拡大と財政基盤の強化に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
1. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する調査・研究事業	実施予定なし					
2. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する情報提供事業	実施予定なし					
3. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関するイベントの企画・運営事業	自助グループミーティング Lineグループ交流活動(「朝カフェ」「夜カフェ」) 瞑想会 アコアサロン(仮称)	通年 36回開催 通年40回開催 12回/年開催	オンライン 福岡市市民福祉プラザ	1人 2人 2人 2人	200名 70名 50名	178
4. 自助ミーティング、カウンセリング、セラピー、自立支援に関する教育・研修事業	こころの回復講座	月1回	オンライン 会場	2人	50名	50
5. 障害者総合支援法に基づく自立訓練(生活訓練)事業	自立訓練(生活訓練)アミーガ	通年	福岡市早良区	5人	定員9名 実績件数 2160件	11,000
6. 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業	就労移行支援事業所アミーガ(生活訓練事業との多機能型) ・就労準備訓練(PCスキル・eラーニング等) ・就職活動支援・ハローワーク連携 ・就職後定着支援(6か月)	令和8年 6月1日～ 通年	福岡市早良区	5人	定員11名 実績件数 約2,640件	10,146
7. 障害者支援施設の経営	実施予定なし					

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
①物品販売事業	実施予定なし					
②広告掲載事業	実施予定なし					

令和7年度 活動計算書
令和7年9月1日 から 令和8年8月31日 まで

NPO法人アコア

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
3 受取助成金等			
受取補助金			0
4 事業収益			
自助グループミーティング事業収益	11,000		11,000
瞑想会事業収益	99,000		99,000
福祉サービス事業収益(生活訓練)	18,000,000		18,000,000
福祉サービス事業収益(就労移行支援)	1,191,040		1,191,040
5 その他収益			0
受取利息			0
雑収益	456		456
経常収益計	19,501,496	0	19,501,496
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000		2,400,000
給料手当	8,380,600		8,380,600
法定福利費	1,249,000		1,249,000
通勤費	137,800		137,800
人件費計	12,167,400	0	12,167,400
(2) その他経費			
旅費交通費	360,000		360,000
通信運搬費	500,000		500,000
地代家賃	1,680,000		1,680,000
水道光熱費	350,000		350,000
消耗品費	350,000		350,000
業務委託費	718,000		718,000
食料品費	560,000		560,000
就労移行支援事業関連費用	380,000		380,000
その他雑費	1,101,944		1,101,944
その他経費計	5,999,944	0	5,999,944
事業費計	18,167,344	0	18,167,344
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			0
給料手当			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			0
会議費			0
雑費	229,145		229,145
その他経費計	229,145	0	229,145
管理費計	229,145	0	229,145
経常費用計	18,396,489	0	18,396,489
当期経常増減額	1,105,007	0	0
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額			1,105,007
経理区分振替額	0		
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			1,105,007
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			-8,596,645
次期繰越正味財産額			-7,491,638

令和8年度 活動計算書
令和8年9月1日 から 令和9年8月31日 まで

NPO法人アコア

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	800,000		800,000
3 受取助成金等			
受取補助金	0		0
4 事業収益			
自助グループミーティング事業収益	11,000		11,000
瞑想会事業収益	110,000		110,000
福祉サービス事業収益(生活訓練)	7,080,000		7,080,000
福祉サービス事業収益(就労移行支援)	16,079,040		16,079,040
5 その他収益			
受取利息			0
雑収益	500		500
経常収益計	24,080,540	0	24,080,540
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	2,400,000		2,400,000
給料手当	10,500,000		10,500,000
法定福利費	1,560,000		1,560,000
通勤費	160,000		160,000
人件費計	14,620,000	0	14,620,000
(2) その他経費			
旅費交通費	420,000		420,000
通信運搬費	550,000		550,000
地代家賃	1,680,000		1,680,000
水道光熱費	380,000		380,000
消耗品費	380,000		380,000
業務委託費	960,000		960,000
食料品費	620,000		620,000
就労移行支援事業関連費用	500,000		500,000
その他雑費	1,263,944		1,263,944
その他経費計	6,753,944	0	6,753,944
事業費計	21,373,944	0	21,373,944
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬			0
給料手当			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			0
会議費			0
雑費	229,145		229,145
その他経費計	229,145	0	229,145
管理費計	229,145	0	229,145
経常費用計	21,603,089	0	21,603,089
当期経常増減額	2,477,451	0	0
III 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減額			2,477,451
経理区分振替額	0		
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			2,477,451
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			-7,491,638
次期繰越正味財産額			-5,014,187